

## 平成22年度

### エコアクション21審査人試験

### 筆記試験（二次試験）試験問題

#### 1. 環境問題・環境対策に関する選択式問題（25問・各1点 合計25点）

以下の問ごとに、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選び、口の中に回答を記入して下さい。

問1. 「環境基本法」には、環境基準に関する規定が設けられている。環境基準に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 環境基準は、大気の汚染、水質の汚染、土壌の汚染、騒音及び振動に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められる。
2. 環境基準は、常に適切な科学的判断及び経済社会的な動向を加えて、必要な改定が行われなければならない。
3. 内閣総理大臣は、環境基準の設定及び改定に際して、中央環境審議会の意見を聴いて、これを行われなければならない。
4. 環境基準には、全国一律の基準で定められるものと、地域によって異なった基準で定められるものがある。
5. 環境基準に関しては、都道府県は、産業活動等の地域の特性を踏まえて、より厳しい基準値を定めた環境基準を設けることができる

問2. 「環境基本法」には、民間の団体の活動を支援する等の措置が規定されている。民間の活動の支援に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 国は、環境保全のための施策の策定において、環境の状況の監視、測定、及び影響の予測等が重要な役割を果たすことにかんがみ、これに民間団体（事業者、国民及びこれらが組織する者の団体）の協力を求めるものとする。
2. 国は、民間団体が自発的に行う環境保全に関する学習及び教育等の活動に資するため、環境保全に関する適切な情報の提供に努めるものとする。
3. 国は、民間団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
4. 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で、民間団体による国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るために、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
5. 国は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及び成果の普及、研究者の養成等の措置を講ずるものとする。

問3. 地球温暖化の状況に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 現在進行している地球温暖化の状況は、世界の年平均地上気温の平年差から見る事ができる。
2. 世界の平均気温は100年当たり0.68℃のペースで上昇しており、1990年代後半から高温になる年が相次いでいる。
3. 地球温暖化が進行しているように報道されているが、その原因は都市のヒートアイランド現象が主で、地球全体では必ずしも温暖化は進行していない。
4. 世界の年平均気温について、統計開始以降の各年の気温を順位付けすると、21世紀に入ってから各年は2008年を除いてすべての年が、最も気温の高かった10位までに入っている。
5. 二酸化炭素の大気中の濃度及び人為的排出量は、一貫して増加傾向にあり、気温上昇の一因として寄与していると考えられる。

問4. 地球温暖化防止活動に関する用語として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. キャップ・アンド・トレード方式
2. オフセット・クレジット (J-VER)
3. ESCO
4. グリーン電力証書制度
5. 緑の回廊

問5. 「エネルギー使用の合理化に関する法律」に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 特定事業者の原油換算エネルギー量の計算に当たって、営業用の自動車、工場等の構内で使用するフォークリフトの燃料、研修所及び保養所で使用するエネルギーは算入しなくてもよい。
2. 特定事業者における「エネルギー使用状況届出書」の提出は、本社所在地を管轄する都道府県または経済産業局である。
3. 特定事業者は、エネルギー管理統括者とエネルギー管理企画推進者を選任し、届出なければならないが、ともにエネルギー管理士またはエネルギー管理講習修了者でなければならない。
4. エネルギーを使用する者は、経済産業大臣が定める「エネルギー使用の合理化に関する基本方針」に留意し、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。
5. 第2種特定建築主等（建築床面積 300m<sup>2</sup>以上、2000m<sup>2</sup>未満）は、建築物の新築の場合は省エネルギー措置に関する届出をしなければならないが、平成22年以前に建築された建築物の増築、改築の場合の届出は不要である。

問6. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. この法律の目的は、「地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること」である。
2. この法律において「温室効果ガス」として二酸化炭素等の6ガスを掲げている。
3. この法律において「地球温暖化」とは、大気中の温室効果ガスの濃度が増加することにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が上昇する現象をいう。
4. この法律では地方公共団体の責務を「その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。」として規定している。
5. この法律では事業者の責務を「その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。」として規定している。

問7. 近年、制定が相次いでいる地方公共団体の地球温暖化防止活動に関する条例等の説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 東京都は、平成20年7月に「東京都環境確保条例」を「東京都地球温暖化防止対策推進条例」に改正し、大規模事業者（オフィスビル等も含む）に対して温室効果ガスの総量削減義務を課し、併せて排出量取引制度を導入した。
2. 埼玉県は、平成21年3月に「埼玉県地球温暖化対策推進条例」を制定し、大規模事業者に対して温室効果ガスの削減目標等の提出を義務付けたが、併せて産業部門、業務部門の事業活動における地球温暖化対策を推進するため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度を開始する。
3. 北海道は、平成21年3月に「北海道地球温暖化防止対策条例」を制定し、特定事業者に対して「事業者温室効果ガス削減等計画書」の提出を義務付けた。
4. 神奈川県は、平成21年7月に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を公布し、大規模事業者を対象に温室効果ガスの削減目標等を記載した計画書の提出を義務付け、それを県が公表する仕組みを導入した。
5. 京都府は、平成18年4月に施行した「京都府地球温暖化対策条例」において、大規模な事業者や大規模な建築物を新築しようとする者に、温室効果ガスの排出量等に関する計画書及び実績報告書等の提出を求め、府がその内容を公表する制度を設けた。

問8. 産業廃棄物の排出・処理等に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 日本の産業廃棄物の年間排出量は約4億トンで推移しており、最終処分量はその約5%程度である
2. 飛散性のない石綿を含有する産業廃棄物は、無害化処理をした後、管理型または安定型最終処分場に埋め立てることができる。
3. 産業廃棄物の最終処分場には、安定型、管理型、遮断型があり、木くずや汚泥などを埋め立てるのは安定型最終処分場である。
4. 廃棄物の排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物処理業者において不適正な処理が行われた場合で、マニフェストの運用に違反があれば、廃棄物の撤去を命じられることもある。
5. 中間処理とは、産業廃棄物を再生利用や埋め立て処分をする前に、減容化、減量化、無害化、安定化などの処理をすることである。

問9. 一般廃棄物と産業廃棄物の区別に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. し尿は、一般廃棄物である。
2. PCBが染み込んだ木くずは、排出事業者の業種を問わず産業廃棄物である。
3. 建設業者の事務所から出る紙ごみは、一般廃棄物である。
4. 貨物の流通のために使用した木製の廃パレットは、一般廃棄物である。
5. 事業活動に伴って生じた廃プラスチック類は、排出事業者の業種を問わず産業廃棄物である。

問10. 産業廃棄物の適正処理に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 銀行の本社（本店）から排出される書類等のシュレッダーされた紙くずは、年間 500 トン以上の場合には産業廃棄物に該当する。
2. 使用済みの空調機器を廃棄する際は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」だけでなく「特定家庭用機器再商品化法」や「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」にも該当する可能性がある。
3. 非飛散性アスベストが含有される工場の廃建材は特別管理産業廃棄物として処理しなければならない。
4. 「ダイオキシン類対策特別措置法」は、廃棄物の焼却炉だけでなく電気炉等から発生するダイオキシンについても規制している。
5. 土壌汚染のボーリング調査などでアスファルトを削る工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の、対象工事とはみなさない。

問11. 平成22年5月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正されたが、改正された法律の概要に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚しており、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要であることから、産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度が創設されるとともに、不法投棄に係る罰金が引き上げられた。
2. 廃棄物処理施設による環境汚染への住民不安に配慮し、処理施設の設置者に対して、都道府県知事及び予め承認された地域住民による定期検査が義務付けられた。
3. 優良な産業廃棄物処理業者の育成が必要であり、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例が創設された。
4. 廃棄物の再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分であることから、多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置が創設された。
5. 廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいないことから、廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることができる制度が創設

された。

問 1 2. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた委託契約に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 委託契約は書面で行わなければならない、契約終了日から 5 年間保存しなければならない。
2. 排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬を委託する場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 14 条 1 項に基づき都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に必ず委託しなければならない。
3. 産業廃棄物処理業を委託する場合は、収集運搬業者と処分業者のそれぞれに委託をしなければならない。
4. 産業廃棄物の運搬を委託する場合には、契約書に、少なくとも、委託する産業廃棄物の種類及び数量、運搬の最終目的地を定めた条項を含む必要がある。
5. 委託契約書には、契約の内容に応じて、関連する許可証を添付しなければならない。

問 1 3. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた産業廃棄物が発生した事業場内の保管場所の掲示板に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 掲示板は、縦横それぞれ 60 センチメートル以上でなければならない。
2. 掲示板には、産業廃棄物の保管の場所であることを表示しなければならない。
3. 掲示板には、保管する産業廃棄物の種類を表示しなければならない。
4. 掲示板には、保管する産業廃棄物の搬出予定日を表示しなければならない。
5. 掲示板には、保管の場所の管理者の氏名または名称及び連絡先を表示しなければならない。

問 1 4. 平成 22 年 5 月の改正により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第 5 条（清潔の保持等）に新しく加わった項目を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地または建物の清潔を保

つように努めなければならない。

2. 土地の所有者または占有者は、その所有し、または占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事または市町村長に通報するように努めなければならない。
3. 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。
4. 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
5. 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

問15. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
2. 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
3. その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬または処分を受託した者の氏名または名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物処理業の許可証の交付を求めなければならない。
4. 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもって、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬または処分を業として行わせてはならない。
5. 環境大臣は、廃棄物の適正な処理を確保するため、物の製造、加工、販売等を行う事業を所管する大臣に対し、その所管に係る事業を行う者にその製造、加工、販売等に係る製品、容器等の材質またはその処理方法を表示させることその他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

問 16. 化学物質等に関する以下の用語の説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 持続可能な開発に関する世界サミット（WSSD）2020年目標とは、化学物質が、人の健康と環境への著しい影響を最小化する方法で生産・利用されることを、2020年までに達成すること。
2. HCFCとは、ハイドロクロロフルオロカーボンの略で、フロン的一种。オゾン層破壊係数はCFCよりも小さい。また、強力な温室効果ガスである。
3. GHSとは、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」のことで、各国の分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一したルールとして提供するもの。2003年に国際連合から勧告がなされた。
4. POPsとは、「残留性有機汚染物質」のことで、毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有する物質で、Persistent Organic Pollutantsの略である。
5. 光化学オキシダントとは、工場や、自動車などから排出される硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称。

問 17. 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 環境への排出量の把握等を行うPRTR制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱に関する情報（MSDS）を提供するMSDS制度等が定められている。
2. PRTR対象業種は、製造業、自動車整備業、機械修理業、産業廃棄物処分業など25業種が定められている。
3. PRTR対象事業者は、常用雇用者数100名以上の事業者である。
4. PRTR対象事業所は、いずれかの第1種指定化学物質（トルエン、キシレン等447物質）を年間1トン以上取り扱う事業者及び特定第1種指定化学物質（鉛化合物、ベンゼン等15物質）を年間0.5トン以上取り扱う事業者である。
5. 第1種指定化学物質等取扱事業者は、毎年度、第1種指定化学物質の排出量及び移動量を事業所ごとに届け出る。

問 18. 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法) で規定する MSDS に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. MSDS とは、Material Safety Data Sheet の略で、化学物質等安全データシートのことである。
2. 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質を他の事業者に譲渡または提供するときは MSDS を提供しなければならない。
3. MSDS に記載する項目は、JIS Z7250 に記載項目が標準化されており、その中の 1 項目に「適用法令」がある。
4. MSDS の提供不要製品は、対象化学物質含有量 1%未満 (特定第 1 種は 0.1%) の固形物、密閉物、一般消費者向け製品及び再生資源の 4 製品である。
5. MSDS は、文書 (紙ベース) として提供しなければならない。

問 19. 自動車修理工場で下記の施設を有する事業所の場合、所管の行政当局に「届け出が必要ない施設」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 少量危険物倉庫
2. 自動洗車機
3. 油水分離槽
4. 定格出力 7.5KW のコンプレッサー
5. 浄化槽

問20. 水質汚濁防止法に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法第5条第1項に基づく届出を行うこととされている。
2. BODやSS等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が100m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用される。
3. カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、すべての特定事業場に適用される。
4. 都道府県知事は、特定事業場からの排水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、または特定施設の使用や排水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命じることができる。
5. 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目とした水質総量削減制度により、指定地域内の日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水規制に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている。

問21. 大気汚染防止法に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場）から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。
2. 大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められている。
3. ばい煙の排出基準は大別すると、一般排出基準、特別排出基準、上乘せ排出基準及び総量規制基準があり、これら排出基準には、量規制、濃度規制及び総量規制の方法がある。
4. 大気汚染防止法は、ばい煙排出者に対し、排出基準に適合しないばい煙の排出を禁止し、故意、過失を問わず違反者に対して刑罰を科せられることとなっている。
5. ばい煙排出者は、施設から排出されるばい煙量またはばい煙濃度、ばい煙中に含まれる重金属量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

問 2 2. 騒音規制法に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 騒音規制法では、機械プレスや送風機など、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場・事業場が規制対象となる。
2. 工場・事業場騒音の規制に関しては、都道府県知事等が騒音について規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告等を行う。
3. 建設作業騒音の規制に関しては、工場騒音と同様に都道府県知事等が規制地域を指定するとともに、環境大臣が騒音の大きさ、作業時間帯、日数、曜日等の基準を定めており、市町村長は規制対象となる特定建設作業に関し、必要に応じて改善勧告等を行う。
4. 深夜騒音等の規制に関しては、環境大臣が、住民の生活環境保全の観点から、当該地域の自然的、社会的条件に応じて必要な措置を講ずる。
5. 騒音規制法では、くい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定める作業を規制対象としている。

問 2 3. 大気環境、水環境及び土壌環境の状況に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 大気汚染状況は、環境基準が定められている物質のうち、光化学オキシダントの環境基準達成率が極めて低く、一層の対策が求められている。
2. 二酸化窒素は、一般局では近年ほとんどすべてのか所で環境基準を達成しており、達成率は平成 18 年度から 3 年連続で 100%となった。
3. 水環境では、水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は、ほとんどの地点で基準を満たしているが、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）は、湖沼の化学的酸素要求量（COD）の環境基準達成率が 53.0%となり、有機物が多すぎる状況にあるなど、依然として達成率が低い水域が存在する。
4. 土壌環境は、近年、土壌汚染事例の判明件数が増加しており、土壌の汚染に係る環境基準または土壌汚染対策法の指定基準を超える汚染の判明事例を年度別に調べた結果では、平成 17 年度以降、毎年 600 件を超えている。

5. 地下水の水質については、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレンに比較して、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が低い状況が続いている。

問24. 生物多様性に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 生物多様性には、①様々な環境の中で多様なタイプの生態系がある「生態系の多様性」、②さまざま種類の生きものがある「種の多様性」、③同じ種でも遺伝的な差異がある「遺伝子の多様性」と3つの側面がある。
2. 国連のミレニアム生態系評価では人間が受ける生態系の恵みを「生態系サービス」と定義し、これを更に基盤サービス、供給サービス、調整サービス及び文化的サービスの4種類に分類した。生物多様性は豊かな生態系サービスを提供する基盤となる。
3. 国連のミレニアム生態系評価では多様な生物種の絶滅が、かつてないスピードで進行しており、過去100年間の生物種の絶滅速度は、化石記録などから算出された絶滅速度の最大1000倍を超えると指摘している。
4. 生物多様性を劣化させる主な原因は、森林の減少、生物資源の過剰利用などがある。一方、近年の地球温暖化は暑さに強い種が栄え、二酸化炭素増加により森林が増加するなど生物多様性に寄与する。
5. 日本の「生物多様性国家戦略2010」によると、日本における生物多様性に危機を与えている原因は、人間活動による生態系の破壊、里地里山など人間の働きかけの減少、外来生物による生態系のかく乱などである。

問25. グリーン・イノベーション等に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 環境産業の世界市場に関する推計を見ると、例えば、「グリーン・ジョブ：持続可能な低炭素社会における働きがいのある人間らしい仕事を目指して」（2008年、国連環境計画（UNEP）、国際労働機関（ILO）等が作成）では、2006年時点で約1.37兆ドルとされる環境産業の世界市場が、2020年までに2.74兆ドルへと倍増することが見込まれている。
2. 環境省のわが国における環境産業の市場規模及び雇用規模に関する調査によれば、平成12年度以降、わが国における環境産業の市場規模及び雇用規模は継続して拡大基調にあり、平成20年度の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約75兆円、約176万人と

推計される。

3. 環境産業は新たな成長分野として期待されており、「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月閣議決定）においても、あらゆる施策を総動員することにより、2020年までに50兆円超の環境関連新規市場の開拓、140万人の環境分野の新規雇用を目指している。
4. 企業の収益力や成長性等の判断基準に加え、環境への取組なども考慮して行われる投資のことを社会的責任投資（SRI）といい、このSRIに基づく資産運用残高は世界的に見て増加の傾向にある。
5. グリーン・イノベーションとは、革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の加速化・新技術の創出を行い、その研究開発成果の実利用・普及を強力に推進するために社会システムの転換を図り、これを通じて産業・社会活動の効率化、新産業の創造や国民生活の向上に資するものであり、わが国のみならず世界規模での環境と経済が両立した低炭素社会の構築に貢献するものである。

2. 環境問題・環境対策に関する記述（穴埋め）問題（4問・各問とも全て正解で2点 合計8点）

問26～問29について、( )の中に入る語句を、17ページの回答欄に記入して下さい。

問26. 環境基本法は、環境の保全について、( ① )を定め、並びに国、( ② )、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、( ③ )の基本となる事項を定めることにより、( ③ )を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で( ④ )的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

問27. 主要なオゾン層破壊物質の生産は、日本ではすでに全廃されているが、冷蔵庫等の機器の中に充てんされたCFC、HCFCが相当量残されており、これらCFC等の回収・破壊を促進することが大きな課題となっている。一方、CFC等は強力な( ⑤ )でもあり、その代替物質であるHFCは( ⑥ )の削減対象物質となっていることから、HFCを含めたフロン類の排出抑制対策は、地球温暖化対策の観点からも重要である。このため、法的には、家庭用の電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機及びルームエアコンについては( ⑦ )法に、業務用冷凍空調機器については( ⑧ )法に、カーエアコンについては使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき、これらの機器の廃棄時に機器中に冷媒等として残存しているフロン類（CFC、HCFC、HFC）の回収が義務付けられている。

問28. 化学物質に関する法律は、大別すると、化学物質の特定用途に注目して、品質、有効性等を規制する法律、例えば薬事法、( ⑨ )、( ⑩ )等と、化学物質の特別な性質に注目して規制する多くの業種に共通する法律、例えば、消防法、( ⑪ )、( ⑫ )等がある。

問29. 生物多様性とビジネスに関する国際的な動きは平成18年に開催された( ⑬ )COP8の決議が採択されたことに始まる。わが国では平成19年に策定された( ⑭ )において企業の自主的な活動の指針となるガイドラインを策定することが示され、( ⑮ )法では事業者や国民などの責務が規定された。平成21年には、事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む際の指針となる( ⑯ )ガイドラインを環境省が発表した。

### 3. エコアクション21に関する選択式問題（17問・各1点 合計17点）

以下の問ごとに、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選び、口の中に回答を記入して下さい。

（注：文中の「ガイドライン」はいずれも「エコアクション21ガイドライン2009年版」を指します。）

問30. 環境経営システムの要求事項に関する説明として「適切でないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. PDCAに関連する13項目を満たす環境経営システムを構築、運営、維持することが求められている。
2. ISO14001と違って「継続的改善」は要求事項に入っていないので、求められていない。
3. 13項目の要求事項の「〇〇する。」または「〇〇を行う。」に関する〔解説〕の内容についても、組織の活動に応じた取組が必要である。
4. 業種別ガイドラインが策定されている業種の事業者は、その要求事項を満たさなければならない。
5. 環境への負荷の自己チェックや取組の自己チェックの実施が求められている。

問31. 書類審査の判定にあたっての考え方として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 環境関連法規の取りまとめにおいて、法律名のみが列挙されていたが「B」判定とした。
2. 環境関連法規の取りまとめにおいて、環境基本法の第8条の事業者の責務を取りあげるよう指導した。
3. オフィス内で使用する生活系の殺虫剤の使用による化学物質使用量を把握していなかったため、「B」判定とした。
4. 環境活動レポートに図表、写真が用いられておらず、わかりにくかったため「B」判定とした。
5. 環境上の緊急事態として、オフィスの火災が想定されていなかったため「C」判定とした。

問3 2. 自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境目標として「適切でないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. リサイクルしやすい製品の企画や設計をする。
2. 製品の製造にあたって再生可能エネルギーの利用を促進する。
3. 販売時の包装の簡易化やマイバックの使用の推奨をする。
4. 環境に配慮した原材料を使用する。
5. 製品のカーボン・フットプリントを包装などに表示する。

問3 3. 環境経営システムの環境コミュニケーションに関する要求事項の説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 自社のホームページに環境活動レポートを公表すること。
2. 環境に関する改善提案等の内部意見を受け付ける手順を定めること。
3. 環境に関する苦情や要望に対応する手順を定めること。
4. 環境コミュニケーションを実施する手順を定めること。
5. 外部からの環境に関する苦情や、要望を受け付ける窓口（担当者）を設け、これに誠実に対応すること。

問3 4. 審査にあたり、部門における取り組み状況を確認する際に「適切でない方法」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 部門の責任者だけでなく現場の担当者にも必ずインタビューを行う。
2. インタビューのはじめに、現場の担当者に作業内容の説明を求める。
3. 現場で不適合の事実が発見された場合、現場の担当者にその原因を必ず答えさせ記録する。
4. 現場の担当者が、リラックスした気分でインタビューに応じられるように質問を工夫する。
5. 現場の担当者が、イエス、ノーで答えられるような質問はできるだけしない。

問35. 環境経営システムの記録に関する要求事項として「適切でないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 「環境への負荷の自己チェック」の結果
2. 環境上の緊急事態への対応策の試行及び訓練の結果
3. 代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果
4. 外部からの苦情等の受付結果
5. 教育・訓練の計画と実施結果

問36. 環境経営システムの代表者による見直しに関する説明として「適切でないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 代表者は見直しに必要な情報を、環境管理責任者に報告させる。
2. 代表者は、環境への取組状況の適切性を自ら判断する。
3. 代表者による見直しは、少なくとも毎年1回以上実施し、結果を記録する。
4. 代表者は、評価結果にもとづいて、環境方針、環境目標、環境活動計画及び環境経営システム等の見直しの必要性を判断する。
5. 代表者の見直し結果にもとづく是正や改善の指示は、環境管理責任者が行う。

問37. 認証・登録の基本的要件として「適切でないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 全組織・全活動を対象としてエコアクション21に取り組んでいること。
2. PDCAサイクルの環境経営システムを適切に構築していること。
3. 構築した環境経営システムを適切に運用し、維持していること。
4. 二酸化炭素排出量等の環境負荷を把握し、必要な環境への取組を適切に実施していること。
5. 取組を確実に実施するためのルールや手順を取りまとめた、いわゆる環境経営マニュアル等を適切に策定していること。

問38. ガイドライン 2004 年版から 2009 年版への改訂点に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 「エコアクション21の認証・登録制度の概要」の章を新たに加え、認証・登録制度を明確に位置付けた。
2. 環境経営システムの項目に「取組の対象組織・活動の明確化」を加え、12項目から13項目にした。
3. 規模が比較的大きな組織においては、推奨事項の一部を要求事項とし、「規模が比較的大きな組織を対象にした要求事項」として新設した。
4. 環境活動レポートの記載項目に、組織概要、対象範囲、環境活動計画における次年度の取組内容、環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、代表者による全体評価と見直しの結果等を追加した。
5. 「環境への取組の自己チェックリスト」に「取組による効果」を記載し、その内容について必須事項とした。

問39. 環境経営システムの取組の対象組織・活動の明確化に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. エコアクション21は、事業者の「環境への取組」を普及促進させることが目的であるため、全組織・全活動を対象として全社的に、エコアクション21に取り組むことを要求事項としている。
2. 全組織・全活動を対象とせず一部組織から段階的に取組を行う場合は、対象組織の本業に関わる部分を必ず対象に含めなければならない。
3. エコアクション21に取り組むにあたり、対象とする組織及び対象とする活動の両方を総称して取組の「対象範囲」という。
4. 初回の認証・登録の際に全組織・全活動を認証・登録の対象範囲としていない場合は、4年以内に段階的に対象範囲を拡大する方針とスケジュールを明確にし、このことを環境方針に明記することが必要となる。
5. 認証・登録の対象範囲を拡大した場合、中央事務局は、事業者との間で、認証・登録契約を再締結するとともに、新たな認証・登録証を発行する。

問40. エコアクション21審査人に関する説明について説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 担当事務局は、審査人の中立性・独立性・公平性・信頼性に配慮し、エコアクション21審査人倫理規程を踏まえるとともに、過去の審査実績、専門分野及び受審事業者の所在地と審査人の居住地・勤務地等を考慮して、受審事業者の登録審査を担当する十分な力量があると認められる審査人を選定する。
2. 担当事務局は、必要な場合はエコアクション21の審査人をコンサルタントとして紹介することができる。
3. 受審事業者は、希望する審査人がある場合は、審査申込書にその氏名を記すことができる。担当事務局は、審査人の選定にあたり、これを優先する。
4. 審査人は、過去3年以内に自らがコンサルティングを実施した事業者の審査を行うことができない。
5. 受審事業者が、審査人の所属する組織の取引先である場合は審査を行うことができない。

問41. 書類審査及び現地審査の個別評価の判定区分の説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 書類審査は、A～Dの4段階で判定する。
2. 個別評価において、「A:適合」で、推奨事項がある場合は、審査人は具体的内容をコメント表に記載するとともに、受審事業者と対応策を協議し記載する。
3. 個別評価において、「C:要改善事項」は、指摘事項是正報告書に記載し、是正処置内容等が適正であることを審査人が確認の上、審査報告書に添付して担当事務局に送付する。
4. 個別評価において、「D:不適合」と判断された指摘については、指摘事項是正報告書を受審事業者から担当事務局あてに送付してもらう。
5. 審査人が再審査が必要と判断した場合には、審査の終了時に、受審事業者と協議の上、現地再審査を計画する。

問4 2. 環境への負荷の自己チェックシートの説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 化学物質使用量については、PRTR法に基づく届け出量を記載する。
2. 廃棄物や排水として事業所外に排出せずに、サイト内で循環的利用を行っている資源、水等も記載する。
3. 廃棄物については、自らが排出した量だけでなく、委託処理後の最終処分量も記載する。
4. 温室効果ガス排出量の把握において、産業廃棄物は自らが焼却または製品及び燃料として使用した場合に算入する。
5. 購入電力の二酸化炭素排出量の算定に用いる排出係数は、電力事業者毎の排出係数を用いる。

問4 3. 次の事例のうち、コンサルティングとみなされるものを次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 書類審査で、問題点や要改善点が多く見つかったので、現地審査に先立ち、必要な指導・助言を行った。
2. 不特定多数を対象とする、内部監査員研修で講師を務めた。
3. 関係企業グリーン化プログラム、自治体イニシアティブ・プログラムの講師として当該事業者へ指導・助言を行った。
4. 現地審査において「D:不適合」があったので、その是正処置について指導・助言を行った。
5. 環境関連法規の取りまとめにあたって、現地審査で指導・助言を行った。

問44. 審査人が審査を実施するにあたり、遵守事項として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 審査を行うにあたって、ガイドラインの要求事項だけでなく、受審事業者の業種・業態、規模、代表者や従業員の意識・考え等を考慮し、指導・助言を行う。
2. 審査人は、オブザーバーとして審査に参加した際に、自ら事業者と質疑応答を行う等、力量の向上に努めなければならない。
3. 産業廃棄物処理業者の審査にあたり、財団法人日本環境衛生センターの研修を受講することにより専門性を担保する。
4. 複数審査人で審査を行う場合は、メンバーの互選でチームリーダーを決める。
5. 専門分野以外の事業者の審査を担当する場合、専門家の立ち会いを求め、その費用を受審事業者に請求する。

問45. 現地審査及び判定にあたっての考え方の説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 環境への取組の自己チェックリストを用いた取組状況の把握は、2年目以降は必ずしも実施する必要はなく、事業者の実情に合わせて環境活動計画を策定する際に活用すればよい。
2. 環境方針、環境目標、環境活動計画は、事業活動に伴う主要な環境負荷を踏まえていることが必要で、踏まえていない場合は修正するよう「C:要改善事項」の指摘を出す。
3. 受審事業者が、環境関連法規等を適切に把握し、理解することは難しいと考えられるので、必要に応じて指導・助言を行うことが望ましい。そのために、受審事業者への適用が想定される環境関連法規等の一覧を審査人が予め作成しておく必要がある。
4. 環境経営システムの実施及び運用では、「環境方針、環境目標、環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。」と規定しているが、『必要な取組』とは、環境活動計画に盛り込まれた取組そのものを指す。
5. 中間及び更新審査において、環境への取組が適切になされておらず、その原因の大きな理由としてルールが不明確または不徹底が想定された場合、「環境経営システムを構築、運用、維持するために組織が定めたルールを取りまとめた」文書（いわゆる環境経営マニュアル）の作成を「C:要改善事項」として指摘することができる。

問46. 現地審査及び判定にあたっての考え方の説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. エコアクション21で取りまとめなければならない環境関連法規は、罰則の有無にかかわらず義務があるもので、努力義務の法律まで取りまとめるように強要してはならない。
2. 審査報告書とともに中央事務局に送付された環境活動レポートは、原則としてそのままの形で中央事務局ホームページにおいて公開されるので、変更をしないように受審事業者に伝える。
3. 比較的規模の大きな事業者においては、部門の責任者の役割、責任及び権限が定められていることを確認するとともに、審査人は、部門の責任者に部門における環境活動計画に基づく取組の実施、環境目標を達成する責任があることを認識させるよう指導・助言する。
4. 取組状況の確認及び評価の結果、目標の未達成等があり、問題の原因を取り除き、再発を防止するための対応策が取られていない場合は「C:要改善事項」として指摘する。
5. 複数の部門、対象事業所を有する事業者の取組状況の確認及び評価は、まず部門毎に行い、それらを受けて全組織としての確認及び評価を行う。

4. エコアクション21に関する記述（穴埋め）問題（3問・各問とも全て正解で2点 合計6点）

問47～問49について、( )の中に入る語句を、下の回答欄に記入して下さい。

問47. 製造、加工、修理等の工程及び原材料等で化学物質を含む製品を扱う事業者においては、製品に含まれる化学物質の( ① )を把握します。原材料以外の主な化学物質を含む製品としては、( ② )、インク、( ③ )、塗料等です。

問48. エコアクション21での環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、( ④ )、グリーン購入、( ⑤ )について、( ⑥ )と( ⑦ )を策定する。

問49. 産業廃棄物処理業者・一般廃棄物処理業者・再生資源の収集・処理・リサイクル等を行う事業者、( ⑧ )、( ⑨ )、大学等教育機関、地方公共団体の審査・登録にあたっては、当該業種向けに策定した業種別ガイドライン（試行版を含む）を適用する。

**5. 環境問題・環境対策に関する用語等を説明する問題（3問・各4点 合計12点）**

以下の問ごとに、具体的に解答を記述して下さい。

問50. 政府が定める「環境基本計画」について100字以内で説明せよ。

問51. 「産業廃棄物処理業の優良性評価制度」について100字以内で説明せよ。

問52. 毒物及び劇物取締法、消防法（危険物）、労働安全衛生法（有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則等）は環境関連法規ではないが、審査において重視する理由を、環境との関係にポイントをおいて100字以内で説明せよ。

**6. エコアクション21に関する用語等を説明する問題（3問・各4点 合計12点）**

以下の問ごとに、具体的に解答を記述して下さい。

問53. 環境への取組の自己チェックリスト「1. 事業活動へのインプットに関する項目」のうち、1) 省エネルギーの取組の3つのカテゴリー(①エネルギーの効率的利用及び日常的なエネルギーの節約、②設備機器等の適正管理、③設備の入替・更新時及び施設の改修にあたっての配慮)について、それぞれの取組事例を挙げて、全体で100字以内で説明せよ。

問54. 地球温暖化防止に対するエコアクション21の活用方法について、100字以内で説明せよ。

問55. エコアクション21において、環境目標及び環境活動計画を審査、さらには指導・助言する際の留意点について100字以内で説明せよ。

**7. 論述式問題（2問・各10点 合計20点）**

以下の2問について、それぞれ400字以内で論述して下さい。

問56. エコアクション21では、環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況について組織が確認及び評価することになっているが、「評価する」とは、どのようなことをすることが求められているか。そのポイントを具体的に説明せよ。

問57. エコアクション21では、全組織・全活動（事業活動及び製品・サービス）を対象として取り組むことを基本原則としており、一部組織のみでの認証を認めていない。全組織・全活動を対象としてエコアクション21に取り組むことの必要性について具体的に説明せよ。

以上